

# 公共の施設等のあり方に関する 調査特別委員会会議録

平成20年11月25日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 19:59

## ○ 委員長

ただいまから公共の施設等のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。「公共施設等のあり方について」を議題といたします。21日に続き、体育館について川上委員の質疑を許します。

## ○ 川上委員

おはようございます。体育館に入る前に、今日からスポーツ施設全体に入って行くわけですが、スポーツ関係のところ全体見渡してみました。かなり大胆な検討がされているようですが、この実施計画の素案によって本市のスポーツ振興が前に進むのか、あるいは後退するのか、その辺をどう考えるか全体的なことですがお尋ねをしておきたいと思います。

## ○ スポーツ振興課長

今回の公の施設の見直しにおきまして、素案として統廃合を取らせていただいております。この中でスポーツ振興についてということでございますが、スポーツというのは実際地元の地域のコミュニケーション、それからいろんな形で横つながりとか縦つながりとかいったところの教育も含めたところで関係するものだというふうに考えております。そういったものの中で、今回の施設の統廃合を行います。各地区におきましてスポーツ振興を図っていただく上であくまでも公の施設として統廃合ということですので地域にその施設を残すものも当然ございます。いまの市の財政状況を考えますとこういった取扱をせざるを得なかったということはございますが、地域に施設を提供しながら地域スポーツの振興を図っていきたいというふうに考えております。

## ○ 川上委員

スポーツ振興は非常に難しくなるという答弁になろうと思うんですね。わが国においてはスポーツがオリンピックなどで金メダルを取ったりとか端的な形でこれというようにもあられるんですけど、国民の日常生活の中にスポーツがどの程度根ざしておるかという、競技をする、見るということも含めて根付いておるかというとなかなか厳しいものがあると思います。大元にあるのは働く人たちの長時間労働があると思うんですね。ですから、スポーツをするにしても生活の時間をきりえ埋めた形でスポーツをするというのが全国的な特徴ですね。そういう長時間労働を改善するという大きなことも必要なんですけど、このスポーツ文化を地域に根付かせて発展させるためには、施設的な面から言うと身近なところに良質の施設が必要だということだと思います。その点から言うとなかなか今度の素案を見ますと、スポーツが遠のくのではないかと心配をしているわけです。このことを述べた上で体育館について質問していきたいと思います。

体育館が統廃合を検討されているんですけども、主に言うと4つのパターンがありますね。飯塚の第1、第2と穂波というのがひとつですね。それから筑穂・庄内が第2、第3が颯田、第4がB&Gというふうにパターンとしては、選択肢としてはそういうふうになっていると思います。そこで、こういうふうになっていく中で、いままで体育館の利用者、資料でありますが、あわせますと平成19年度で約18万人が利用されているんですね。これが何年語っていくと使えなくなる体育館が出てくるということなんですけど、この少なくとも現在の18万人の利用者、吸収することができるんでしょうか。かなりなところで競合が起きるのではないかなど。体育館が開いてないということがおきるのではないかなどと思うんですけども、その辺については検討なされていますでしょうか。

○ スポーツ振興課長

体育館でございますが、いま委員の言われますように、飯塚の第1第2体育館及び穂波体育館、他筑穂・庄内体育館、颯田体育館、B&Gという形になっております。そのなかで筑穂・庄内につきましては地元の体育振興会に無償貸与ということで、颯田体育館につきましては小中学校の建替えにあわせてということと、サンシャイン颯田、あちらのほうの利用も十分可能じゃないかということも考えましてこういった形にさせていただいております。また、B&Gにつきましても不具合の生じるまでということとさせていただいておりますが、こういったところで利用者の不便にならないようにといったところもふまえながら、また、今後の少子化等の問題も含めて体育館の利用についてはいまのところスムーズに行くのではないかとということで考えております。

○ 川上委員

例えば颯田体育館、廃止するんだけど、平成23年から小中学校の建替えに合わせて学校開放だとか多機能化だとかいうことでそこも使うということなんでしょうけど、サンシャイン颯田も椅子をさげたときに使うということなんでしょうけど、現在颯田の体育館は平成19年度を見ますと1万2,412人が使っているんですね、利用者が。これがこのまま推移するとして、小学校中学校の体育館で吸収できると思いますか。

○ スポーツ振興課長

いま教育総務課と体育館について打合せをさせていただいております。それと、サンシャイン颯田のほうの実際の利用状況等もございます。そういったなかでこれにつきましては十分対応できるのではないかといたところで考えております。

○ 川上委員

私は見通しが甘いんじゃないかなと思います。先ほど少子化といわれましたかね。今後、人口が減っていくようには市の総合政策はなってないんですね。それで全国的には減少していくんでしょうけど、そういう状況の中でもスポーツをもっと身近なものにしていくということが大テーマなわけですから、そういった点から言うともう少しこれほどの統廃合を数年後にやっていこうというふうに考えるならスポーツをしたいけれども体育館が使えないということが生じないかどうかもう少しつめて検討しなければならないんじゃないかと思うんです。その点から言うと、例えばB&Gについては、今の段階から大規模改修工事が必要な段階で廃止するということを決めているわけですね。今の段階からこういうことを決めないといけないのかと私は思うんですよ。こういう今の段階で決めなくて良いことについては言葉としては外しておく。将来の市の選択肢を狭めないということが必要じゃないかと思います。経費のことについてお尋ねします。今回の素案によって体育関係では経費削減は全体としてどの程度見込めるのか、人件費というのもありますけど、施設管理費も含めてどういうふうに検討されているのか伺います。

○ スポーツ振興課長

経費につきましては、人的、行政的支援とかいろんな状況がございます。それで、経費の一部はどれくらいかという部分については現在まだ試算中でございます。

○ 川上委員

どういう試算をしていますか。

○ スポーツ振興課長

単純に施設を廃止したといったところでも無償貸与の問題もございます。そういったときにそれにかかる部分も無償貸与したから全然何もしないということでも、他の施設にもいえることなんですが、ありません。そういった部分で試算が非常に難しくなっておりますので、そういったところを十分検討しながらというので考えております。

○ 川上委員

この素案の資料をつけていただくのはいいんですけども、トータルがないんですよ。体育館だけじゃなくて全体として。それぞれの施設の管理運営コストはあるんだけど、体育館は体育館だけで全体はどうなっているんですかというようなのは付けてないんですよ。あなた方は持っているでしょう。例えば体育館全体の施設管理費は約5,000万円でしょう、合計するとね、5,058万円くらいですよ。この施設管理費が数年後にどれくらいまで落ちるのか容易にわかるじゃないですか。例えば穎田を廃止するんだから。年度ごとにわかるでしょう。何年ごろには管理経費がいくらになるだろうというのがわかりますよね。じゃあ人件費はそれぞれ金額が書いているんだけど、この人件費は何を意味しているのかちょっと良くわからない。合計しますと1,805万円位くらいなんですよ、体育館関係の。この数字は一体何を意味しているんですか。これは人件費削減につながっていくのかどうかのところもお聞きします。

○ スポーツ振興課長

人件費と申しますのは管理人とかそういった部分でございます。それで、実際管理人の費用という部分ではかからない部分もあるかもしれませんが、それに代わるものとしてまた考えなくてはいけない部分もあるのではないかとということで試算としては非常に出しにくい部分もございます。

○ 川上委員

この人件費の中にはスポーツ振興課の職員の人件費も入っていくわけでしょう。入っていつてませんか。

○ スポーツ振興課長

当然そういった部分も入っております。按分した中で入れさせていただいております。

○ 川上委員

他の施設もそうなっているでしょう。本庁の各課の職員の人件費が施設の管理運営コストの人件費の中に入り込んでいるんですね。あなた方はこれを減らそうとしているわけでしょう。そうすると、この中で書いているでしょう、体育館は医師で削減する経費の一部はスポーツ振興に充てると。いくら浮くかわからない、いくら削減できるかわからない、今あなた方は。そうすると、その一部をスポーツ振興に充てるというけれども、スポーツ振興にいくら回せるかわからないですね。でしょう、どうですか。

○ 行財政改革推進室主幹

スポーツ施設に限らず、今後福祉施設でも同じような表現をさせていただいております。この削減できた経費の一部については、今後人的支援、財政的支援等、今後検討して生きたいと考えておりますので、現時点ではどのくらいの経費が削減できてどのくらいの経費を支援するのかというのは、現時点は試算はいたしておりません。

○ 川上委員

これは実施計画の素案なんです。議会が終われば素案とおってそのまま実施計画にする考えがあるんじゃないかと思うんだけど、まるで考えてないじゃないですか、これ一つとっても。それから、そもそも体育館廃止で削減する経費の一部がスポーツ振興に回しますということ自身が発想としてはおかしいと思うんですよ。高齢者関係でも同じです。そもそも一般会計の編成基準があるじゃないですか。予算編成にあたっての基本的な考えがあるでしょう。ここで金が浮いたから少し回そうとかいうような発想では普通やらないでしょう、予算編成を。いくら必要だからということでいくじゃないですか、それに対してお金はいくらあるのかと。体育館でいくら削ったからその一部がスポーツ振興に回るとか、回ったかどうかはわからない。これはあなた方の自分に対する言い訳ですよ。こんなこと書くくらいならスポーツ振興費はこれだけ使うと、これだけ必要だということから出発して然るべきだと思うんです。一方どれだけへらすかもわからない。市民には言わないということなんです、あなた方はわからないというんじゃない。市民にはどれだけ削るか言わない、どれだけ回すかもいわない。その一方

で空き状況検索というソフトの開発をやるというんですね。この開発にどのくらいお金がかかりそうですか。

○ スポーツ振興課長

これにつきましては、当然現在それぞれの地区体育館等につきまして受付業務等やっているところがございます。非常に事務の方にご不便をかけているところもございますので、こういったものを入れながら当然施設の統廃合をやっていくわけですから、他の部分で住民サービスをやっていきたいとふうなことで考えておりますが、いまのところこのシステムがどのくらいかかるのかといった部分につきましては、施設の統廃合が終わりました後にいろんなネットワークをつなぐ等々考えながらやっていきたいと。また経費の算出ができましたあとにこの部分についてしっかり対応していきたいということで、いまのところどれくらいかかるかという部分では算出したしておりません。

○ 川上委員

空き状況の問い合わせの電話を事務の方が受けてあるんでしょう、職員が受けてあるんでしょう。それは職員に迷惑をかけているということじゃないでしょう。それは職員の仕事ですよ。親切ですよ、電話で対応するほうが。みんながみんな空き状況をネットだけで済ませるわけじゃないでしょう。ネットを使える人でも電話で確認したりするじゃないですか。だから、両方仕事があるでしょう。電話での対応も必要だし、ネットもしなきゃいけないと。一遍作っておけば良いというわけじゃなくて、更新しないとイケないでしょう。だから、空き状況検索システムが本当にいるのか、冷静になって考えたらどうかと思うんですよ。体育館もあなたの方の考え方でいけばいくつも残さないわけでしょう。ホームページ開いてこうしていちいち考えるよりも電話で聞いたほうがいいんじゃないですか、住民の側としては。

○ スポーツ振興課長

説明の仕方が不足しておりまして、委員に誤解を与えたようなので再度申し上げますが、施設の予約につきまして電話をそれぞれ地区で受けたときに、地区の分しかわからない状況がございまして。それを電話を受けたところが全体的なものがわかる形にして住民の方をたらいまわしにすることのないように住民サービスを図りたいという部分で先ほど申し上げたつもりでございましたが、誤解を与えた点につきましては申し訳ございませんでした。

○ 川上委員

それではこのシステムは、行政内部のことだと、外部からのアクセスでわかるわけじゃないということですか。市民がネットで検索をして空いているからそのまま申し込めると、ホテルの予約や飛行機の予約のように、そういうことじゃないんですね。どっちなんですか。

○ スポーツ振興課長

このシステムがどこまですればどこまでかかるかというのが当然でございます。いま一番最善のものとしましては、今委員が言われるようなところまでふまえてやったほうが良いというふうには考えておりますが、それになりますとそれなりの費用がかかるのではないかとこのふうには考えております。経費、どれくらいシステムにかかるかと算出するときが一番ベストなもの、そこまでやるもの、その前段のものといったところをふまえて導入については考えて生きたいというふうには思っております。

○ 川上委員

まるで体育館を廃止してシステム開発会社に仕事を作ってやるような感じですね。相当お金がかかるでしょう。わざわざこういう多額な費用をかけてシステム開発する必要もなく、電話とかファックスで今までやってたとおりで、たいしたことじゃないんじゃないかと思うんですよ。どうしてこういうのをわざわざ入れ込むでしょうね。ここで終わります。

○ 原田委員

委員長、関連で、すみません。

○ 委員長

はい、原田委員。

○ 原田委員

この体育館で問題になるのは指定管理者に移行するものは良しとしましても、それまで公の施設としては廃止して、施設の機能は継続しながら建替えまで、また、大規模改修が発生するまでは当該団体に無償貸与するのが非常に難しいのではなかろうかと思うんです。この中で、公の施設として廃止するということは、順序だててお尋ねしたいんですが、そこだけに予算がつかないということですね、スポーツ振興課長、どうなんですか。

○ スポーツ振興課長

公の施設等廃止しまして普通財産ということになれば管財のほうに渡すような形になるわけなんですけど、飯塚市公有財産管理規則の中の第5条の2というのがございまして、この中で端的に言えば、各所管が管理する普通財産というのがございます。いまでもそういったものがあるわけですけれども、私共の体育施設につきましてもそういった形で私共所管が管理する普通財産といったところで対応したいと。そういったものの場合にほとんどはこれでは例えば体育振興会に無償貸与というふうに書いておりますが、そういったところに大半のことはやっていただきます。やっていただきますが、当然やれない部分もあります。例えば傾斜の強い法とかですね、そういったものは地元の方たちにやっていただくのは非常に無理ではないかというふうに考えております。そういったものの対応につきましては各所管が普通財産として所有しておりますので、当然各所管のところで行うといたるところで私共のほうでやらなくては行けないのではないかというふうに考えております。ただし、体育館の中ということでは別ですが、他の部分でちょっと言わせていただいて申し訳ございませんが、例えばグラウンドとかでしたら当然大雨になって泥が流れてなくなったりします。そういったときに今でも泥を入れております。泥を入れて整備も当然やらなくちゃいけない状況もありますが、そういったものにつきましましては体育振興会のほうに無償貸与ということになればそちらのほうでやっていただく、へ一部分の草取り等々もやっていただくといったところで、管理は振興会等々でやっていただきながら完全にやれないものにつきましては市のほうとして少し助成しなくては行けないのではないかというふうに考えております。

○ 原田委員

その無償貸与した団体、貸与を受けるスポーツ振興会。こういったスポーツ地区振興会の、いまちょっと体育館とは外れましたけどね、野球場の関係になりますのでまたあとから言わせていただきますけれども、例えば体育館のちょっとした補修なんかはすべてお任せすると、そういうふうに今聞こえたんですけどね。そうなりますと、その地区体育振興会に予算か何か入るんですか、それともこういった方々がボランティアですべてやっていくということになるんですか、お尋ねをいたします。

○ 行財政改革推進室主幹

体育館に限っておりませんがある程度の財政的支援につきましてはどのくらいの割合とか金額とかいうのは今後つめていきたいと思っておりますけど、財政的な支援、それから人的な支援も含めて検討していきたいというふうに考えております。

○ 原田委員

こういうふうに移行してから検討するというのは私はいかがなものかなと思うんですよね。いいですか、例えば言われていますように地区体育振興会、これはそれぞれメンバーはどういったメンバーですか。それから何人くらいいらっしゃるんですか、大まかで結構ですけど、何人くらいいらっしゃるんですか、大まかで結構ですけど。平均年齢はどのくらいでいらっしゃいますか、お尋ねします。

○ スポーツ振興課長

まず最初に行革主幹が言いました、移譲してから検討ではなくて、移譲する前にそういったものについては検討するということが答えさせていただきたいと思います。体育振興会につきましては、地域のスポーツ振興ということで、一番底辺のものとしては体育主事という方が各地区におられると思います。その上に各地区代表していただきまして主事の方がイコール体育振興会ということではないんですが、ピラミッド形式で言いますと、各地区にスポーツ振興を寄与していただける方たちということで理事会がございまして、各地区大体20名から25名程度委員の方がおられます。それで、旧で言わせていただきますと、旧4町、4地区につきましては事務局はスポーツ振興課の職員がもっております。旧飯塚の8地区につきましては公民館で事務局があって、その公民館活動の中で体育振興会が活動しているといった状況で旧飯塚と旧4地区、旧4地区につきましては体育振興会としましては地元でやっていただきますが、事務局はうちのほうで持ちながらやっているという状況でございます。

年齢的には様々でございまして、大体40代から定年されて、ご自宅におられるかたもおられます、60代が主な方でございます。

○ 原田委員

今、年齢で出ましたけど、40代の方からだいたい70ちょっとの方もいらっしゃいますよね、現実問題としては。そうしたら、体育振興会に無償貸与して実際に活動されていくのに40代50代というのは無理だと思うんですよ。実際働いてある方がそういったメンバーにいらっしゃるじゃないですか。となりますと、活動されるのは60代から70代の方ですよ。60代から70代の方に20名から25名ということで、大体半数以上がそういったメンバーの方ですよ。そういった方々に無償貸与してどうやってこれを継続して、施設の機能は継続しながら、って継続させるためにそれで大丈夫なんですか。あまりにも押し着せみたいなのがするんですよ。だから、無償貸与してとにかく公の施設を廃止するんだっていう目的が先にありきで後から付け足しでたまたまその地区体育振興会があったじゃないかというふうにしかなれないんですよ。古くなるまでですよ、使えるのは。後は取り壊しますよということですよ、これ。これは地域の振興、先ほど川上委員が冒頭に訪ねてありましたけど、地域の体育進行ということに関して行革がどのように考えてあるのか、実際これで現実にやっていけるのかどうか、どう思っているのか、改めてお尋ねしたいんですが

○ 行財政改革推進室主幹

まず最初の体育振興会と組織体制ということで、これにつきましては地域コミュニティの拠点施設であります公民館を中心とした中で今後まちづくり協議会とが平成22年度を目途に立ち上がるように準備を進めていきたいと。そういうなかで地域におけるスポーツ施設、福祉施設等も地域の皆さん方で使って管理運営をお願いをしていきたいと考えております。また、地域におけるスポーツ振興につきましては、地域の方に貸与しても市のほうでできる限りの支援を行っていきたいというふうに考えております。

○ 原田委員

その部分、市としても援助をすると。しかしながら中心としては今言われましたように将来的には公民館を中心として、主体としてと。地域住民の支援もいただきたいということですよ。その地域住民が高齢化の場合どうするんですかということをお尋ねしているんですよ。現実に市にこの素案の中にも載っていますように、私が何度も先ほどから言っていますように、地区体育振興会というのは非常に高齢ですよ。この高齢の方々にどうしろというんですか。それを具体的にやっていけるのかどうか行革としては形だけで終わっているんじゃないか、実際にやっていけるのかということをお尋ねしているんです。

○ 行財政改革推進室主幹

地域の振興会が管理運営をお願いするということにいたしておりますが、実質的には地域にはいろんなスポーツ団体、例えば少年野球とか少年サッカーとかいう団体が活動されておしま

す。そういうなかで、例えば体育振興会に貸与いたしますけど、実質的な管理はそういうスポーツ関係団体、少年を含めた中で管理運営が可能ではないかというふうに考えております。

○ 原田委員

子どもだけ今の説明を聞きますと、いろんな団体が一致協力してというふうに聞こえます。ですが、具体的にはそれでやっていけるわけじゃないじゃないですか。それぞれの団体の方が管理運営やっていけますか。定例会なんかやってそこで会議をやって、そういうマニュアルじゃないけどそんなことまでできるんですか。それぞれ皆さんが管理運営するために体育館を利用しているんじゃないんですよ。自分たちがスポーツをしたいがために来ているんです。そこに管理運営をあなた方も押し付けているということになるんですよ、将来的には。ここが市民の協力を得てというところが勘違いがあると思うんですよ。そのところを具体的にもっとわかりやすく教えてください。

○ 行財政改革推進室主幹

実際には平成22年度を目途に管理運営が整った段階でということをしてはいますが、そういう管理運営が可能になる時期、また、貸与した後につきましても、人的な支援、例えば公民館職員を含めて、人的な支援、それから財政的な支援等も含めて地域におけるスポーツ振興が充実を図れるような形で市としても支援をしていきたいというふうに考えております。

○ 原田委員

今の答弁を確認をさせていただきたいと思います。将来的には財政的支援、それから公民館からの人的支援これをいただけるということですね。間違いないですね。ご答弁ください。

○ 行財政改革推進室主幹

そのとおりでございます。

○ 委員長

スポーツ振興については振興会についてかなり意見が出ておりますので、議員の方もこれでご容赦願います。関連ですか、江口委員。

○ 江口委員

いま原田委員から提起された問題ですね。それについては私も同様に考えております。無償貸与をして、支援をしていくというふうな形ですが、その形で市民の皆様が利用するときには便利になる形ができるかというとは私そうではないと思っています。本当に地域だけ使うような施設であればそれは可能かもしれませんが、ある意味全市民的に使うような施設、また、市外から利用するような施設等々もあるんだと思っています。そういったところが地域団体に無償貸与できちんと運営できるかというとは果たしてどうだろうか。それよりも指定管理者というふうな形でそれぞれの団体に管理をお願いする、こちらの方の形も十分ありえると思っていますが、先に言われた無償貸与してということになりますと、その利用の手続き等々問題があるかと思っています。その点について、しっかりと考え直していただかなくてはならないと思っています。十分ご検討をお願いいたします。